

令和4年度答申第14号  
令和4年6月9日

諮問番号 令和4年度諮問第16号（令和4年5月19日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち

所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。「以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、令和2年3月26日付けで、B社（以下「本件会社」という。）について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。

（認定通知書）

- (2) 審査請求人は、令和2年4月22日、処分庁に対し、本件会社を平成31年4月15日に退職した労働者であるとして、支払期日が平成30年10月25日、同年11月26日、同年12月25日、平成31年1月25日、同年2月25日、同年3月25日及び同年4月25日の定期賃金各23万円並びに支払期日が令和元年5月27日の定期賃金3万9532円の合計164万9532円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書)

(3) 処分庁は、令和2年6月8日付けで、本件確認申請に対し、基準退職日は平成31年4月11日であるとして、支払期日が平成30年10月25日、同年11月25日、同年12月22日、平成31年1月25日、同年2月25日、同年3月29日、令和元年5月31日及び同年6月30日の未払賃金の合計額を97万7840円とする本件確認処分をした。

(確認通知書(控))

(4) 審査請求人は、令和2年6月29日、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和4年5月19日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件会社が主張する内払金額は事実ではない。「お支払い明細」等により給料の支払方法は振込であるが、本件会社から振込はなく、本来受け取るはずであった給料を受け取っていない。

そのため、平成30年10月25日、同年11月25日、同年12月22日、平成31年1月25日、同年2月25日、同年3月29日及び令和元年6月30日の支払賃金が不当であるので、本件確認処分の変更を求める。

(審査請求書、反論書、再反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求人は、賃金の支払方法は振込であり、審査請求人の銀行口座に賃金の入金記録がなく、また、審査請求人が提出した「お支払い明細」には手書きの内払金等について記載がないことから、賃金の全額が支払われていないと主張する。

一方、本件会社は、基本給23万円から、本件会社に保管されていた「お支払い明細」に手書きされている内払金等の額を引いた賃金を審査請求人に手渡ししており、平成31年4月30日支払分のみ、審査請求人が退職後のため振込を行ったと主張している。

2 「お支払い明細」によると、審査請求人の基本給は23万円であり、振込金融機関名、支店名及び審査請求人の口座番号が記載されていることが確認で

きる。

また、審査請求人の銀行口座に係る通帳のうち、審査請求人が本件会社に労働者として勤務した平成30年6月1日以降のページには、令和元年5月7日付けで本件会社代表取締役から19万0468円が振り込まれた記録があるのみで、それ以外は、本件会社から審査請求人に対して賃金が振り込まれた形跡は認められない。

さらに、本件会社は、賃金を手渡しした際に受領書などは徴していなかったと認められる。

3 処分庁の未払賃金額の算定方法に係る考え方は以下のとおりである。

(1) 平成30年10月25日支払分（平成30年8月勤務分）から平成31年3月29日支払分（平成31年1月勤務分）

本件会社が提出した「お支払い明細」において、本件会社が手渡しした賃金、携帯代等として前払した賃金及びその後の未払額を手書きで記載していること、本件会社代理人弁護士も「お支払い明細」の記載のとおりであり、記載がない月については手渡しをした賃金等はないものと判断されても致し方ないと述べていることから、本件会社が提出した「お支払い明細」をもとに確認することとした。

(2) 令和元年6月30日支払分（平成31年4月勤務分）

本件会社代表取締役及び本件会社代理人弁護士は、審査請求人が平成31年4月11日に退職したため、「お支払い明細」に記載された退職日以降の賃金であるC罰金7万5360円を、基本給23万円から差し引いた15万4640円を未払賃金の額としたと申し立てていることから、この金額を確認することとした。

4 審査請求人は、本件会社が手書きした手渡し分及び携帯代等が記載されていない「お支払い明細」を提出しているが、本件会社による主張及び提出資料を踏まえれば、本件会社が業績不振のため、賃金を全額支払うのが困難であったため、審査請求人からの要請により、業務で使用する携帯電話の使用料等の支払のために内払金として賃金の一部を現金で支払っていた可能性を否定することは困難であるとともに、審査請求人の主張を明らかに裏付ける事実は認められない。

5 上記のとおり、未払賃金額の一部については、審査請求人と本件会社との間に主張の相違があり、かつ、いずれの主張が正しいかを明確に示す関係資料が存在しない。そのため関係資料から明らかであり、労使で争いのない範囲で未

払賃金額について確認を行った処分庁の判断は不当とまではいえず、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和2年6月29日

再反論書提出 : 令和3年1月4日

審理員意見書提出 : 令和4年4月6日付け

本件諮問 : 同年5月19日

(2) これらの一連の手續をみると、再反論書の提出から審理員意見書の提出までに約1年3か月を費やしており、その結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年11か月を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審理員においては、手續を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

#### 2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

審査請求人は、平成30年10月25日を支払期日とする定期賃金から令和元年6月30日を支払期日とする定期賃金のうち、令和元年5月7日に振り込まれたもの（令和元年4月25日を支払期日とするもの）を除き、全て未払であると主張している。

これに対して、本件会社の代表取締役及び代理人弁護士は、賃金の支払方法は手渡しであり、「お支払い明細」に代表取締役が手書きでメモをした金額を賃金の一部として手渡しで支払っており、その残額が未払金額となると説明している。

本件会社から審査請求人の銀行口座に対する振込の状況をみると、毎月の定期賃金の支払は振込の方法によっていたと認めるに足りるものではなく、定期賃金の支払方法は手渡しであったとの上記説明を否定することは困難である。

そうすると、本件会社の代表取締役等が未払であると認める金額については、未払賃金と認められるにしても、それ以外については、審査請求人の銀行口座に振込がないことをもって未払であると認定することは困難である。

したがって、審査請求人と事業主の間で争いのない範囲で未払賃金額の確認を行った本件確認処分が違法又は不当とまではいえず、これを是認する審査庁の判断は妥当である。

### 3 付言

本件では、賃確則17条3項によれば、立替払の請求期限は令和4年3月27日であり、諮問の時点でその期限を過ぎている。

本件の審理手続の経緯をみるに、立替払の請求期限を念頭において迅速に手続を進めたとは考えられず、審理手続の遅延をもって労働者に不利益を課すことができないとすれば、まずは審理手続の迅速化を図るのが当然と思われる。

本件のような事案では、立替払の請求期限があることに鑑み、とりわけ計画的かつ迅速に手続を進めるべきである。

### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史